

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 都道府県支部運営に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会(以下「当法人」という。)定款第7章に基づき、支部運営に関して定めることを目的とする。

(支部規約)

第2条 支部は、別に定める「支部規約」を標準として、支部規約を定めることができる。

(事業)

第3条 支部は、当法人定款第3条に定める目的及び事業のほか、当法人の諸規定に反しない限り、その事業計画により当該都道府県内において自主的に事業を行うことができる。

(会員)

第4条 支部は、次に掲げる当法人の正会員及び賛助会員をもって組織する。

- (1) 支部の所在する都道府県内に住所を有する者
- (2) 支部の所在する都道府県内において住所は有しないが、勤務先等を有する者の内、その支部に所属することを希望した者

(役員)

第5条 支部に、当法人定款第42条に定める支部長、その他役員を置く。

- 2 支部長は、原則として当該支部に所属する正会員の中から選出する。

(実施業務)

第6条 支部は、当法人の行う次の業務について実施するものとする。

- (1) 社員(代議員)選出細則第4条に規定する代議員選出の報告
- (2) 当法人の会員の登録に関する事項
- (3) 当法人の文書、刊行物の配布に関する事項
- (4) 当法人会議の決定事項の周知徹底に関する事項
- (5) 当法人の入会金及び会費の納入に関する事項
- (6) 当法人の大会・研修会等に関する事項
- (7) 当法人の事業計画に基づき支部に協力を要請した事項

(報告義務)

第7条 支部は、当法人定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を、その都度遅滞なく当法人に報告しなければならない。

- (1) 支部規約を制定し、または変更したとき。
- (2) 支部総会で承認された予算書及び決算書
- (3) 支部総会で承認された事業計画書及び事業報告書
- (4) 支部が事務所を設置し、又は変更した場合、その所在地、電話番号等
- (5) 支部役員を選任、または解任した場合、その名簿及び選任、解任の理由等
- (6) 支部役員が、当法人定款第14条の処分に該当すると支部理事会が認めた

ものに関する事項。

(支部活動費等交付金の交付)

第8条 当法人は、予算の定める範囲で、所定の手続きを経た支部に対し支部活動費等交付金を交付する。

2 支部活動費等交付金の精算報告について必要な事項は、別に定める。

(支部の設立、解散の承認)

第9条 支部を設立しようとする時は、次の各号に掲げる文書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 支部承認申請書
- (2) 支部規約
- (3) 支部役員名簿
- (4) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (5) その他当法人が提出を求めたもの

2 支部を解散する場合は、次の各号に掲げる文書を当法人に提出し、当法人理事会の承認を得るものとする。

- (1) 支部解散承認申請書
- (2) 支部解散理由書
- (3) その他本会が提出を求めたもの

(委 任)

第10条 この規約に定めるもののほか、支部に関して必要な事項は、当法人理事会の議決により、これを定めることができる。

(改 正)

第11条 この規約の改正は、当法人理事会の議決を経て、社員総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規約は平成20年9月30日より施行する。
- 2 この規約の一部改正(名称、協力業務)は、平成21年4月1日より施行する。
- 3 この規約の一部改正(目的、役員、実施業務、報告義務、委任)は、平成22年12月3日より施行する。
- 4 この規約の一部改正(実施業務)は、平成23年3月4日から施行する。